

# 坂井市上下水道施設にかかる開発行為等に関する指導基準

平成24年3月6日  
公営企業告示第4号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、坂井市開発行為等に関する指導要綱（平成18年3月20日告示第155号、以下「指導要綱」という。）第14条第2項及び第15条第2項第3号に規定する指導基準で、開発行為等を行う事業者に対し、上下水道施設の適正な整備の指導を目的とする。

## 第2章 上水道施設（要綱第14条）

(事前協議)

第2条 事業者は、開発区域の給水計画について、坂井市公営企業管理者（公営企業管理者の権限を持つ市長を含む。以下「管理者」という。）と事前に協議しなければならない。なお、計画に変更があった場合も同様とする。前記の協議は、「開発行為等給水協議書」（水道様式第1号）をもって行う。

(水道施設の計画)

第3条 水道施設を計画するにあたっては、開発区域の規模、地形の状況、予定建築物の用途ならびに敷地の規模および配置等を勘案し、予想される水需要を十分満足する能力を有する水道施設を計画すること。

(設計施工)

第4条 開発区域内および区域内給水に必要な連絡管等の水道施設の設計施工は、原則として事業者が行うものとする。ただし、市と事業者の協議により市が設計、施工を行う場合は、事業者はその費用を負担するものとする。

(計画設計基準)

第5条 計画設計基準は、「水道施設設計指針・解説」（社団法人日本水道協会発行）および市が別に示す設計基準に基づくものとするが、その他特記すべき基準は次のとおりとする。

- (1) 既設管より開発区域へ分岐する配水管は、維持管理を考慮して2箇所以上にて取り出し管網をすることを原則とする。ただし、地形上および周囲の状況により、これによりがたい場合は、管理者と協議のうえ決定する。
- (2) 仕切弁、排泥弁の配置については、断水等の維持管理を十分に考慮し、管理者と協議のうえ決定する。
- (3) 計画地盤高に対する管の最小土被りは、原則として0.8mとする。
- (4) 給水口径は、φ20mm以上を原則とする。
- (5) 配水管の配置  
配置については、次に掲げる事項に配慮すること。
  - 1) 埋設位置は、公道を原則とする。

- 2) 布設位置は路肩より（歩道がある場合は歩道内）を原則とし、給水戸数の多い側へ布設すること。
- 3) 他の埋設物（下水道管およびガス管等）の計画がある場合は、維持管理面を考慮して埋設物の管理者と十分協議のうえ埋設位置を決定する。
- (6) 給水管は、区画ごとに配水管より直角に引き込むものとし、他の区画（私有地）を経由して給水しないこと。
- (7) 量水器BOXの設置位置は、官民境界より民地側1 m以内とし検針業務の容易な箇所であつ破損するおそれのない位置を選択すること。

（費用負担）

第6条 費用負担は、下記のとおりとする。

- (1) 開発区域内の水道施設および区域内給水に必要な連絡管等の水道施設について、その整備に必要な費用（設計、工事費等）は、原則として事業者が負担するものとする。
- (2) 市との協議により事業者が水道施設の設計施工を行わない場合（市が行う場合）は、事業者は管径等の増大を伴わない工事費、設計委託料および事務費を負担するものとし、事務費の算定方法は次のとおりとする。

※工事費および設計委託料の合計額に下記の割合を乗じたものを事務費とする。

- ① 1,000万円以下の金額に対して・・・・・・・・・・ 5.5%
- ② 1,000万円を超え3,000万円以下の金額に対して・・ 3.5%
- ③ 3,000万円を超え3億円以下の金額に対して・・・・ 2.5%
- ④ 3億円を超える金額に対しては別途

- (3) 事業者は、給水口径に応じて次に掲げる加入金を市が指定する期日までに納入すること。

加 入 金 (税抜)	
給水口径 (mm)	金 額 (円)
φ 1 3	6 0, 0 0 0
φ 2 0	1 0 0, 0 0 0
φ 2 5	1 6 0, 0 0 0
φ 3 0	2 4 0, 0 0 0
φ 4 0	4 0 0, 0 0 0
φ 5 0	6 0 0, 0 0 0
φ 7 5	1, 6 0 0, 0 0 0
φ 1 0 0 以上	市長が別に定める

- (4) 事業者は、審査・検査手数料および路面本復旧費を市が指定する期日までに納入すること。

（施工および施工管理）

第7条 施工および施工管理は、下記のとおりとする。

- (1) 水道施設の施工および施工管理は、原則として「上水道工事標準仕様書」および「福井県土木工事施工管理基準」に基づくものとする。ただし、市監督職員が指示する場合

はこれに従うこと。

- (2) 中間の立会検査については市監督職員が行うものとし、その頻度については市監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 水道施設の施工は、坂井市指定給水装置工事事業者であり、かつ、坂井市指名競争入札参加資格基準に合致している事業者が施工しなければならない。

(申請の手続き)

第8条 事業者は事前協議の結果、給水を受けることとなった場合は、すみやかに関係書類を添付して「上水道加入申請書」(水道様式第2号)を提出すること。

(協定書)

第9条 事業者と管理者は、設計および施工の区分、負担金等の額、納付時期および特記すべき事項を明記した「開発行為給水協定書」を開発行為等の申請前に取り交わすものとする。

(工事の完了)

第10条 事業者は、完成検査希望日の14日前までに、「上水道施設工事完了届」(水道様式第3号)を提出するとともに、完成検査を受けなければならない。なお、完成検査については、市検査職員が行うものとし、指定した方法により水圧検査等を行なわなければならない。

(提出書類)

第11条 提出書類は、下記のとおりとする。

- (1) 事業者は、竣工図書として坂井市上水道事業に準ずる調書等を作成し、完成検査時に承認を得ること。
- (2) 事業者は、水道施設を施工するために要した工事金額を記載した「工事精算金額明細書」(水道様式第5号)を提出すること。

(水道施設の移管)

第12条 水道施設の移管は、下記のとおりとする。

- (1) 事業者が開発区域の水道施設の市への移管を希望するときは、寄附採納とし、「上水道施設の寄附採納願」(水道様式第4号)を完成検査合格後、市の指定する期日に提出すること。なお、これをもって管理を引き継ぐものとする。
- (2) 完了した水道施設が事業者の所有地(権利地)にある場合は、「上水道施設にかかる承諾書」(水道様式第6号)を提出すること。
- (3) 市は、工事完了後引渡しを受けた工事目的物について、2年間申請者に対して瑕疵の補修またはその補修にかえ、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合は10年とする。

### 第3章 下水道施設（要綱第15条）

#### （事前協議）

第13条 事業者は、開発区域の下水（汚水）処理計画について、管理者と事前に協議すること。

なお、計画に変更があった場合も同様とする。前記の協議は、「開発行為等下水道協議書」（下水道様式第1号）をもって行う。

#### （下水道施設の計画）

第14条 前項の協議の結果、開発区域の下水（汚水）を坂井市公共下水道に流入することになった場合は、開発区域の規模、地形の状況、予定建築物の用途ならびに敷地の規模および配置等を勘案し、予想される下水量を十分満足する能力を有する下水道施設を計画すること。

特に、管路施設、ポンプ施設および処理施設が、坂井市公共施設と容易に接続でき、将来とも維持管理に支障をきたさないよう配慮すること。

#### （公共下水道へ流入させる範囲）

第15条 公共下水道へ流入させる範囲は、下記のとおりとする。

(1) 下水道整備済区域

原則として、公共下水道へ流入させるものとする。

(2) 下水道整備済区域に隣接する区域

開発区域が下水道整備済区域に隣接している場合、市と事業者が協議し決定するものとする。なお、公共下水道に流入させる場合、福井県下水道公社との協議については市が行うものとする。

(3) その他の場合

別途協議のうえ決定する。

#### （設計施工）

第16条 開発区域内および下水道整備済区域に接続する連絡管等の下水道施設の設計施工は、原則として事業者が行うものとする。ただし、市と事業者の協議により市が設計、施工を行う場合は、事業者はその費用を負担するものとする。

#### （計画設計基準）

第17条 「下水道施設設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会発行）および市が別に示す設計基準に基づくものとするが、その他特記すべき基準は次のとおりとする。

(1) 下水の排除方式は、分流式とし自然流下を原則とする。

(2) 計画汚水量の算定は、本市の下水道認可計画によるものとし、市担当者と十分協議のうえ決定すること。

(3) 計画地盤高に対する管渠の最小土被りは、原則として1.2mとする。

(4) 使用する管種は、市監督職員と協議して決定するものとする。

(5) マンホールおよび公共汚水柵については、市と協議し使用すること。

(6) 下水道管の配置

配置については、次に掲げる事項に配慮すること。

- 1) 埋設位置は、公道を原則とする。
- 2) 布設位置は、汚水柵設置数の多い側へ布設する。
- 3) 他の埋設物（水道管およびガス管等）の計画がある場合は、維持管理面を考慮して埋設物の管理者と十分協議のうえ埋設位置を決定する。
- (7) 取付管は、区画ごとに本管より直角に引き込むものとし、他の区画を経由しないこと。また、最上流取付管はマンホール直付で計画すること。
- (8) 公共汚水柵の設置位置は、官民境界より民地側1 m以内を原則とし、維持管理が容易で、かつ破損するおそれのない位置を選択すること。
- (9) やむを得ず圧送方式で計画する場合は、市とマンホールポンプ等の位置、規格および維持管理費等について、協議すること。

(費用負担)

第18条 費用負担は、下記のとおりとする。

- (1) 開発区域および下水道整備済区域に接続する連絡管等の下水道施設について、その整備に必要な費用（設計、工事費等）は、原則として事業者が負担するものとする。
- (2) 市との協議により事業者が下水道施設の設計施工を行わない場合（市が行う場合）は、工事費、設計委託料および事務費を負担するものとし、事務費の算定方法は次のとおりとする。

※工事費および設計委託料の合計額に下記の割合を乗じたものを事務費とする。

- ① 5,000万円以下の金額に対して・・・6.5%
- ② 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して・・・5.5%
- ③ 1億円を超え3億円以下の金額に対して・・・3.5%
- ④ 3億円を超える金額に対しては別途

(施工および施工管理)

第19条 施工および施工管理は、下記のとおりとする。

- (1) 下水道施設の施工および施工管理は、原則として「公共下水道工事標準仕様書」および「福井県土木工事施工管理基準」に基づくものとする。ただし、市監督職員が指示する場合はこれに従うこと。
- (2) 中間の立会検査については市監督職員が行うものとし、その頻度については市監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 下水道施設の施工は、坂井市指名競争入札参加資格基準に合致している事業者が施工しなければならない。

(申請の手続き)

第20条 申請の手続きは、下記のとおりとする。

- (1) 事業者は事前協議の結果、下水道施設を施工することとなった場合は、すみやかに関係書類を添付して次の書類を提出すること。
  - 1) 「開発行為等に伴う下水道施設の許可申請について」（下水道様式第2号）
  - 2) 「公共下水道物件設置許可申請書」（下水道様式第3号）
  - 3) 「公共下水道施設工事施行承認申請書」（下水道様式第5号）

- (2) 管理者は、前項の申請を承認した場合は、次の許可証および承認書を交付するものとする。
- 1) 「公共下水道物件設置許可書」(下水道様式第4号)
  - 2) 「公共下水道施設工事施行承認書」(下水道様式第6号)
- (3) 前項の承認をうけた事業者は工事施工前までに、「誓約書」(下水道様式第7号)を提出しなければならない。

(協定書)

第21条 事業者と管理者は、設計および施工の区分、負担金等の額、納付時期および特記すべき事項を明記した「開発行為下水道協定書」を開発行為等許可申請の前までに取り交わすものとする。

(工事の完了)

第22条 事業者は、完成検査希望日の14日前までに、「公共下水道施設工事完了届」(下水道様式第8号)を提出するとともに、完成検査を受けなければならない。なお、完成検査については、市検査職員が行うものとし、管内カメラによる撮影したビデオ等を提出しなければならない。

(提出書類)

第23条 提出書類は、下記のとおりとする。

- (1) 事業者は、竣工図書として、坂井市公共下水道事業に準ずる調書等を作成し、完成検査時に承認を得ること。
- (2) 事業者は、下水道施設を施工するために要した工事金額を記載した「工事精算金額明細書」(下水道様式第10号)を提出すること。

(下水道施設の移管)

第24条 下水道施設の移管は、下記のとおりとする。

- (1) 事業者が、開発区域の下水道施設を市へ移管するときは、寄附採納とし、「下水道施設の寄附採納願」(下水道様式第9号)を完成検査合格後、市の指定する期日に提出すること。  
なお、これをもって管理を引き継ぐものとする。
- (2) 完了した下水道施設が事業者の所有地(権利地)にある場合は、「公共下水道にかかる承諾書」(下水道様式第11号)を提出すること。
- (3) 市は、工事完了後引渡しを受けた工事目的物について、2年間申請者に対して瑕疵の補修またはその補修にかえ、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合は10年とする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。